

小松加賀環境衛生事務組合管理職員等の範囲を定める規則

昭和55年 3 月 31 日
公平委規則第 2 号

改正 平成14年 3 月 29 日 公平委規則第 1 号
改正 平成22年 3 月 31 日 公平委規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）第52条第 4 項の規定に基づき、法第52条第 3 項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第 2 条 本組合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有するものとする。

附 則

この規則は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年公平委規則第 1 号）

この規則は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年公平委規則第 1 号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

機 関	職
組合事務局	事務局長 事務局次長 課長 担当課長 参事
衛生センター	所長 参事